池田市公報

第 123 号
発行所　池田市役所
発行者　池田市長 瀧 澤 智 子
編　集　総合政策部　法制課

令和８年１１月１日発行

目　　次

条　例

○ 池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例…… 2
○ 池田市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例…… 2
○ 池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例…… 2
○ 池田市市税条例の一部を改正する条例…… 2
○ 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例…… 5
○ 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…… 6
○ 池田市官民連携まちなか広場条例の一部を改正する条例…… 6
○ 池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例…… 8
○ 池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例…… 8
○ 池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例…… 8

規　則

○ 池田市地域会館条例施行規則…… 9
○ 池田市特定乳児等通園支援事業実施規則…… 11
○ 池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則…… 13
○ 池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則及び池田市職員休暇規則の一部を改正する規則…… 13
○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則…… 13
○ 池田市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則…… 13
○ 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… 14
○ 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… 14
○ 池田市会計規則等の一部を改正する規則…… 14

池田病院

○ 市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…… 15
○ 市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程…… 16
○ 市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…… 16

教育委員会

○ 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… 17
○ 池田市立学校府費負担教職員辞令式規則及び池田市立学校管理運営規則の一部を改正する規則…… 18

本号には、令和８年７月２日から令和８年１０月１日までに公布等をした条例及び規則のほか、池田病院の規程及び教育委員会の規則を登載しています。

条　　例

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月２４日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市条例第２８号

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

池田市個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年池田市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表第１の４　市長の項を削り、同表の５　市長の項中「５　市長」を「４　市長」に改める。

別表第２の１　市長の項中「生活保護法による」を「生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月２４日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市条例第２９号

池田市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

池田市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する条例（平成５年池田市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１３条の見出し中「の申請」を「による申請」に改め、同条中「市長は、」を削り、「第３条の」、「第７条第１項の」及び「同条第２項の」の次に「規定による」を加え、「申請を」を「規定による申請は、」に、「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に、「に行わせる」を「により行う」に、「代理人は」を「当該代理人は、」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月２４日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市条例第３０号

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

池田市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（昭和３９年池田市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

別表第１学校運営協議会会長の項を削り、同表学校運営協議会委員の項中「８，２００」を「３，０００」に改める。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

池田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月２４日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市条例第３１号

池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成１７年池田市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第２４条の２第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第２９条第１項ただし書中「及び第３０条の３第１項」を「並びに第３０条の３第１項第２号及び第３号並びに第２項第４号」に改める。

第３０条の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３０条の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をい

う。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

⑴ 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

⑵ 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第１４条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下である者に限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５０条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって、退職手当等に係る所得を有するものに限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有するもの

⑶ 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第１４条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下である者に限る。）を有するもの

第３０条の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項を同条第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

⑴ 公的年金等支払者の名称

⑵ 公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

⑶ 特定配偶者の氏名

⑷ 扶養親族又は特定親族の氏名

⑸ 前各号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項

第７１条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては２０万円」を削り、「１５０万円」を「１８０万円」に改める。

附則第８条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第１１条の３第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「令和７年」を「令和１２年」に改める。

附則第１１条の４中「附則第４３条第１項」の次に「、附則第４４条第１項」を加え、「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第１２条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第３項又は第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第１３条の２に次の１項を加える。

１７　法附則第１５条の１１第１項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。

附則第３９条第２項中「附則第３４条の２第５項」を「附則第３４条の２第６項」に、「附則第３４条の２第１０項」を「附則第３４条の２第１２項」に改め、同条に次の１項を加える。

４　第１項（第２項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第３１条の２第２項第１３号から第１５号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和３３年法律第３０号）第３条第１項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年法律第５７号）第３条第１項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第４４条を次のように改める。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第４４条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第３８条の２第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第２０条第１項及び第２項並びに第２２条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第１８条の６の４で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第２１条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の１００分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

⑴ 第２１条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第４４条第１項に規定する特定暗

号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

⑵ 第２４条から第２５条まで、第２６条第１項、附則第１０条第１項及び附則第１１条の３第１項の規定の適用については、第２４条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第４４条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第２４条の２第１項前段、第２５条、第２６条第１項、附則第１０条第１項及び附則第１１条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第４４条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第２４条の２第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第４４条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

⑶ 第２７条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第４４条第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第４４条第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

⑷ 附則第６条の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第４４条第１項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第４４条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴ 附則第１３条の２に１項を加える改正規定　公布の日

⑵ 第７１条の改正規定及び附則第３条の規定　令和９年４月１日

⑶ 第２４条の２第２項の改正規定並びに附則第１１条の４の改正規定（「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める部分に限る。）並びに附則第１２条の２及び第３９条の改正規定並びに次条第４項の規定　令和１０年１月１日

⑷ 附則第１１条の４の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第４４条の改正規定並びに次条第３項及び第５項の規定　金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第６４号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の池田市市税条例（以下「新条例」という。）第３０条の３第１項及び第２項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第３０条の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の池田市市税条例第３０条の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

２　新条例附則第１１条の３第１項及び第２項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

３　前条第４号に掲げる規定による改正後の池田市市税条例附則第１１条の４の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第５項において「４号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、４号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

４　新条例附則第３９条第４項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第３号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第３９条第１項の土地等の譲渡について適用する。

５　新条例附則第４４条の規定は、４号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条　新条例第７１条の規定は、令和９年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和８年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月２４日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市条例第３２号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年池田市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第３１条第３項中「（地域限定保育士等を含む。）」を削り、「准看護師」の次に「（以下「看護師等」という。）」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（地域限定保育士等を含み、附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３３条第３項中「（地域限定保育士等を含む。）」を削り、「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（地域限定保育士等を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４６条第３項中「（地域限定保育士等を含む。）」を削り、「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士等を含み、附則第８項又は第９項の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４９条第３項中「（地域限定保育士等を含む。）」を削り、「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（地域限定保育士等を含む。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第１０項中「法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい」を「地域限定保育士等を含み」に改め、「第３１条第３項」及び「第４６条第３項」の次に「若しくは第４項」を加え、「ないと」を「ないものと」に改める。

（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和６年池田市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「当分の間」を「令和１０年３月３１日までの間」に改め、「規定」の次に「（満３歳以上満４歳に満たない児童

に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の１項を加える。

３　保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の第３１条第２項、第３３条第２項、第４６条第２項及び第４９条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第３１条第２項、第３３条第２項、第４６条第２項及び第４９条第２項の規定（満４歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月２４日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市条例第３３号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年池田市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１５条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１５条の２　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　池田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年池田市条例第２号）の一部を次のように改正する。

目次中「第２０条」を「第２１条」に、「（第２１条」を「（第２２条」に、「第２２条―第２６条」を「第２３条―第２７条」に、「第２７条・第２８条」を「第２８条・第２９条」に、「（第２９条」を「（第３０条」に改める。

第２９条を第３０条とする。

第２８条中「第２５条及び第２６条」を「第２６条及び第２７条」に改め、第２章第３節中同条を第２９条とし、第２７条を第２８条とする。

第２章第２節中第２６条を第２７条とし、第２２条から第２５条までを１条ずつ繰り下げる。

第２章第１節中第２１条を第２２条とする。

第１章中第２０条を第２１条とし、第１５条から第１９条までを１条ずつ繰り下げ、第１４条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１５条　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

池田市官民連携まちなか広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月２４日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市条例第３４号

池田市官民連携まちなか広場条例の一部を改正する条例

池田市官民連携まちなか広場条例（令和６年池田市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１２条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第１項中「別表に定める使用料」を「指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）」に改め、同項ただし書中「市長が特別の理由があると認める」を「使用者が国又は地方公共団体である」に改め、同条第２項中「市長」を「指定管理者」に、「使用料を減免する」を「利用料金を減額し、又は免除する」に改め、同項を同条第５項とし、同条第１項の次に次の３項を加える。

２　利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

３　前項の規定は、指定管理者が利用料金の額を変更しようとする場合について準用する。

４　利用料金は、指定管理者の収入とする。

第１３条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第１８条を第１９条とし、第１７条を第１８条とし、第１６条の次に次の１条を加える。

（指定管理者不在の場合における市長による管理）

第１７条　第９条第２項、第１０条、第１１条、第１２条（第３項及び第４項を除く。）、第１３条及び別表の規定は、指定管理者が不在の場合において、その事由が止むまでの間、市長が広場の管理を行うときに準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとし、第４条、第５条並びに第１２条第３項及び第４項の規定は、適用しない。

第９条第２項	次条第１項	第１７条において読み替えて準用する次条第１項
	指定管理者	市長
第１０条第１項及び第２項	指定管理者	市長
第１０条第３項	前項	第１７条において読み替えて準用する前項
第１０条第４項	指定管理者	市長
	第１項	第１７条において読み替えて準用する第１項
第１１条第１項及び第２項	指定管理者	市長
第１１条第３項	前項	第１７条において読み替えて準用する前項
第１２条の見出し	利用料金	使用料
第１２条第１項	第１０条第１項	第１７条において読み替えて準用する第１０条第１項
	指定管理者に対し、利用料金（地方自治法第２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）	市長に対し、使用料
第１２条第２項	利用料金	使用料
	別表	第１７条において読み替えて準用する別表
	の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める	（市長による管理の直前に指定管理者が市長の承認を得て別表の額を下回る額で利用料金（地方自治法第２４４条の２第８項の利用料金をいう。以下同じ。）を定めていた場合は、市長が必要と認める期間、その利用料金の額との均衡を考慮して、同表に定める使用料の額の範囲内において市長が別に定める額）とする
第１２条第５項	指定管理者	市長
	利用料金	使用料
第１３条（見出しを含む。）	利用料金	使用料
	指定管理者	市長
別表	利用料金の上限額	使用料の額
	範囲内において指定管理者が定める利用料金	使用料（市長による管理の直前に指定管理者が市長の承認を得てこの表の額を下回る額で利用料金を定めていた場合は、市長が必要と認める期間、その利用料金の額との均衡

		を考慮して、この表に定める使用料の額の範囲内において市長が別に定める使用料)

２　前項前段に規定する期間内における第１５条第１項及び第２項の規定の適用については、これらの規定中「市長又は指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

別表中「係る使用料の額」を「係る利用料金の上限額」に改め、同表(1)の表備考第２項中「使用料を徴収する」を「範囲内において指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない」に改め、別表(2)の表中「使用料の額」を「利用料金の上限額」に改め、同表備考を次のように改める。

備考　この表における用語の意義は、(1)の表備考に定めるところによる。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、令和９年６月１日から施行する。

(経過措置)

２　この条例による改正後の第１２条及び第１３条並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後の専用使用について適用し、同日前の専用使用については、なお従前の例による。

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月２４日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市条例第３５号

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例

池田市立幼稚園型認定こども園条例（令和２年池田市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表第２備考第３項中「４５０円」を「４９０円」に改める。

附　則

(施行期日)

１　この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

(経過措置)

２　この条例による改正後の別表第２の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る預かり保育の保育料について適用し、同日前の利用に係る預かり保育の保育料については、なお従前の例による。

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月２４日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市条例第３６号

池田市立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例

池田市立幼稚園型認定こども園条例（令和２年池田市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「第６条」を「第５条」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１２月２５日から施行する。

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月２４日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市条例第３７号

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例

池田市消防保安行政事務手数料条例（平成２３年池田市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第５の９の部中「第３９条の２２第１項」を「第３９条の１１第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１２月２１日から施行する。

規　　則

池田市地域会館条例施行規則をここに公布する。

令和８年７月３１日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市規則第６１号

池田市地域会館条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、池田市地域会館条例（令和８年池田市条例第２３号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（開館時間及び休館日）

第２条　池田市地域会館（以下「会館」という。）の開館時間及び休館日は、次の表のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に会館の開館時間及び休館日を変更することができる。

会館	開館時間	休館日
池田市立石橋会館（以下「石橋会館」という。）	午前９時から午後９時まで	(1) 火曜日 (2) １２月２８日から翌年１月４日まで（火曜日を除く。）
池田市立伏尾台西会館	午前９時から午後１０時まで	(1) 木曜日 (2) １２月２８日から翌年１月４日まで（木曜日を除く。） (3) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（(2)に掲げる日を除く。）の翌日（木曜日を除く。） (4) (3)に掲げる休日の翌日が木曜日である場合におけるその日後において最も近い(1)から(3)までによる会館の休館日でない日
石橋会館及び池田市立伏尾台西会館以外の会館	午前９時から午後１０時まで	(1) 火曜日 (2) １２月２８日から翌年１月４日まで（火曜日を除く。） (3) 国民の祝日に関する法律に規定する休日（(2)に掲げる日を除く。）の翌日（火曜日を除く。） (4) (3)に掲げる休日の翌日が火曜日である場合におけるその日後において最も近い(1)から(3)までによる会館の休館日でない日

（指定管理者の指定の申請）

第３条　条例第６条の規定による指定管理者の指定の申請（次項、第５条及び第６条において「指定申請」という。）は、市長が別に定める期間内に行わなければならない。

２　指定申請は、池田市地域会館指定管理者指定申請書（様式第１号）により行わなければならない。

（指定管理者の候補者の要件）

第４条　条例第７条の規定による指定管理者の候補者の選定（次条において「候補者選定」という。）は、次に掲げる要件を満たすものについて行うものとする。

(1) 市民の平等な利用が確保されること。

(2) 条例第６条の事業計画書に記載されている管理の内容が、条例第１条の規定による会館の設置目的に照らし、効果的かつ効率的なものであること。

(3) 前号に規定する管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

（候補者選定の結果の通知）

第５条　市長は、候補者選定をしたときは、指定申請をしたものに対し、池田市地域会館指定管理者候補者選定結果通知書（様式第２号）によりその結果を通知するものとする。

（指定管理者の指定の通知）

第６条　市長は、条例第７条の規定により指定管理者を指定したときは、その指定申請をしたものに対し、池田市地域会館指定管理

者指定書（様式第３号）によりその旨を通知するものとする。

（許可の申請）

第７条　条例第９条第１項前段（条例第１８条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の申請（以下この条及び次条第１項において「許可申請」という。）は、池田市地域会館使用許可申請書兼同意書（様式第４号）により行うものとする。

２　許可申請は、会館の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする日の属する月の２か月前の月におけるその日に応当する日（応当する日がない場合にあっては、その月の末日）（その日が会館の休館日に当たるときは、その日後において最も近い会館の休館日でない日）から施設を使用しようとする日の前日（その日が会館の休館日に当たるときは、その日前において最も近い会館の休館日でない日）までの間において行うものとする。ただし、石橋会館における許可申請にあっては、施設を使用しようとする日の属する月の２か月前の月の初日（その日が石橋会館の休館日に当たるときは、その日後において最も近い石橋会館の休館日でない日）から行うことができる。

３　前項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、市長が別に定める日から許可申請を行うことができる。

（使用許可書）

第８条　指定管理者（条例第４条に規定する直営会館（第１３条において「直営会館」という。）にあっては、市長。附則第２項を除き、以下同じ。）は、許可申請があった場合は、これを精査し、許可を決定したときは、池田市地域会館使用許可書（様式第５号。次項、次条及び第１０条において「使用許可書」という。）を当該許可申請をしたものに交付する。

２　使用者（条例第１１条第１項（条例第１８条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する使用者をいう。以下同じ。）は、その使用中前項の規定により交付された使用許可書を携帯し、指定管理者から要求されたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

（変更許可）

第９条　使用者は、条例第９条第１項後段（条例第１８条において準用する場合を含む。）の変更の許可の申請（以下この条において「変更許可申請」という。）を行おうとするときは、当該変更に係る施設の使用の日の前日（その日が会館の休館日に当たるときは、その日前において最も近い会館の休館日でない日）までに、池田市地域会館使用許可変更申請書兼同意書（様式第６号）を指定管理者に提出するものとする。この場合において、当該使用者は、その変更許可申請の際、使用許可書の提示その他指定管理者が認める方法により、使用者であることの指定管理者の確認を受けなければならない。

２　指定管理者は、変更許可申請があった場合は、これを精査し、変更の許可を決定したときは、変更後の内容による使用許可書を当該変更許可申請をした使用者に交付する。この場合において、変更前の使用の許可は取り消されたものとみなし、変更前に係る使用許可書にあっては当該変更後に係る使用許可書の交付と引換えに指定管理者に返却しなければならない。

（使用許可の取下げ）

第１０条　使用者は、その使用を取りやめようとするとき（第１２条第１項に規定する場合を除く。）は、池田市地域会館使用許可取下げ届（様式第７号）を指定管理者に提出しなければならない。この場合において、使用許可書は指定管理者に返却しなければならない。

（使用料の減免）

第１１条　条例第１１条第２項（条例第１８条において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額について行うものとする。

(1) 官公庁が施設を使用する場合　使用料の全額

(2) 市又は教育委員会の主催又は共催による事業の実施（当該事業を実施し、又は当該事業に参加するための準備を含む。）のために施設を使用する場合（前号に掲げる場合を除く。）　使用料の全額

(3) 市又は教育委員会の後援による事業の実施（当該事業を実施し、又は当該事業に参加するための準備を除く。）のために施設を使用する場合　使用料の全額

(4) 市内に設置された学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第７条第１項に規定する児童福祉施設が教育又は保育の実施に施設を使用する場合（前３号に掲げる場合を除く。）　使用料の全額

(5) 池田市地域分権の推進に関する条例（平成１９年池田市条例第２０号）第４条第１項に規定する地域コミュニティ推進協議会又は市内に存する自治会、町内会その他これらに類する団体として市長が認めるものが施設を使用する場合（当該団体の設置目的を達成するための活動であって、市長が必要と認めるものを目的として使用する場合に限る。）　使用料の全額

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合　市長が定める額

２　条例第１１条第２項の規定により使用料の減免を受けようとするものは、池田市地域会館使用料減免申請書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第１２条　災害、感染症のまん延その他使用者の責めに帰することのできない事由により、施設の使用ができなくなった場合又は施設の使用を禁止した場合は、市長は、条例第１２条ただし書の規定により既納の使用料の全額を還付する。

２　前項の場合において、使用料の還付を受けようとする使用者は、池田市地域会館使用料還付申請書兼請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（指定管理者の立入り等）

第１３条　指定管理者は、職務遂行のため使用者が使用中の施設に立ち入り、条例第１３条第１項各号（直営会館にあっては、条例第１８条において読み替えて準用する条例第１３条第１項各号）のいずれかに該当するときは、必要な措置を講ずることができる。この場合において、当該使用者は、これを拒むことはできない。

（特別の設備の設置等）

第１４条　条例第１５条（条例第１８条において読み替えて準用する場合を含む。）の許可を受けようとする使用者は、池田市地域会館特別設備設置等許可申請書（様式第１０号）を指定管理者に提出しなければならない。

２　指定管理者は、前項の規定による申請があった場合は、これを精査し、許可を決定したときは、池田市地域会館特別設備設置等許可書（様式第１１号）を当該申請をした使用者に交付する。

（使用後の点検）

第１５条　使用者は、施設の使用が終了したときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

（毀損滅失届）

第１６条　建物、附属設備又は備品を毀損し、又は滅失したものは、その毀損又は滅失後遅滞なく、池田市地域会館建物等毀損（滅失）届（様式第１２号）により指定管理者に届け出なければならない。

（補則）

第１７条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は令和８年８月１日から、附則第３項の規定は令和９年２月１日から施行する。

（準備行為）

２　条例附則第３項の規定により行う指定管理者の指定の手続その他の行為は、第３条から第６条まで及び様式第１号から様式第３号までの規定の例により行うものとする。

３　条例附則第４項及び第５項の規定により行う施設の使用に係る行為は、第７条、第８条第１項、第９条から第１２条まで及び第１４条並びに様式第４号から様式第１１号までの規定の例により行うものとする。この場合において、第８条第１項中「指定管理者（条例第４条に規定する直営会館（第１３条において「直営会館」という。）にあっては、市長。附則第２項を除き、以下同じ。）」とあるのは「市長」と、第９条、第１０条及び第１４条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、様式第４号及び様式第６号中「指定管理者」とあるのは「池田市長」と、「池田市長を通じてこの」とあるのは「この」とする。

（様式　略）

池田市特定乳児等通園支援事業実施規則をここに公布する。

令和８年９月１０日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市規則第６２号

池田市特定乳児等通園支援事業実施規則

（趣旨）

第１条　この規則は、池田市立保育所及び池田市立幼保連携型認定こども園における特定乳児等通園支援事業（子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第３０条の２０第１項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　事業を利用することができる者は、事業を利用する日（次条において「利用日」という。）において０歳６か月以上３歳未満の者であって、法第３０条の１５第１項に規定する認定を受けたもの（以下「認定子ども」という。）とする。

（実施施設等）

第３条　事業を実施する施設、月及び日並びに定員（当該施設において、同時に事業を利用することができる人数の上限をいう。）は、次の表のとおりとする。

施設	実施月	実施日	定員
池田市立古江保育所	全ての月	金曜日	０歳児及び１歳児を合わせて３人
池田市立なかよしこども園	３月、４月及び８月以外の月	火曜日	０歳児を２人
		水曜日	１歳児を４人
		金曜日	２歳児を６人
池田市立ひかりこども園		月曜日	２歳児を６人
		水曜日	１歳児を４人

		金曜日	０歳児を２人

備考

１　この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ ０歳児　利用日の属する年度の初日の前日において１歳に達していない者であって、０歳６か月以上のものをいう。

⑵ １歳児　利用日の属する年度において２歳に達する者をいう。

⑶ ２歳児　利用日の属する年度において３歳に達する者であって、３歳未満のものをいう。

２　この表に定める実施日が次に掲げる日に該当するときは、事業は実施しない。

⑴ 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

⑵ １２月２８日から翌年１月４日まで（前号に掲げる日を除く。）

⑶ 前２号に定めるもののほか、市長が必要と認める日

（利用時間等）

第４条　池田市立古江保育所において実施する事業の利用時間は、午前９時から正午までの間において、認定子ども１人につき１回当たり１時間以上とし、１時間を超える部分については、３０分単位での利用とする。

２　池田市立なかよしこども園及び池田市立ひかりこども園において実施する事業の利用時間は、認定子ども１人につき１回当たり午前９時３０分から正午までの２時間３０分とする。この場合において、当該事業については、１月当たり４回、市長が別に定める連続する３月を通じての利用を原則とする。

３　事業の利用は、認定子ども１人につき１月当たり１０時間を上限とする。この場合において、複数の施設において特定乳児等通園支援事業を利用するときは、その時間を通算するものとする。

（利用制限）

第５条　池田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和７年池田市条例第４０号）第６条の規定により、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業の利用の許可をしないことができる。

⑴ 第３条に定める定員の数を超過するとき。

⑵ 事業を利用しようとする者が第２条に定める要件に該当しないとき。

⑶ 事業を実施する施設の管理運営上支障があると認めるとき。

⑷ 前３号に定めるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

（利用料等）

第６条　事業の利用料（以下「利用料」という。）は、別表に定める額とし、事業を利用した認定子ども（以下この条において「利用認定子ども」という。）の保護者は、当該利用認定子どもが事業を利用した際に利用料を納付するものとする。

２　利用認定子どもが給食の提供を受けたときは、当該利用認定子どもの保護者は、当該利用認定子ども１人につき１回当たり３００円を実費相当額として利用料と合わせて納付するものとする。

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１１月１日から施行する。

（令和８年度における特例）

２　この規則の施行の日から令和９年３月３１日までの間、第４条第２項の規定の適用については、同項中「３月」とあるのは、「２月」とする。

別表（第６条関係）

認定子どもの保護者の属する世帯の階層区分		利用料の額
階層区分	世帯区分	
A	生活保護世帯	０円
B	市町村民税非課税世帯	１時間につき１００円
C	市町村民税所得割合算額が７７，１０１円未満の世帯（Bの階層区分に該当する世帯を除く。）	
D	A、B又はCのいずれの階層区分にも該当しない世帯	１時間につき３００円

備考

１　この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による保護（単給の場合を含む。）を受けている者が属する世帯をいう。

２　この表において「市町村民税非課税世帯」とは、その属する者のいずれもが地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９

５条第１項（第１号を除く。）又は第３項の規定により当該年度（４月から８月までの間における利用の場合は、当該年度の前年度）の市町村民税（特別区民税を含む。次項において同じ。）が課されない世帯（生活保護世帯を除く。）をいう。

３　この表において「市町村民税所得割合算額」とは、その世帯に属する者の市町村民税の地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割の額を合算した額をいう。

４　３０分当たりの利用に係る利用料の額は、この表に定める１時間当たりの額に２分の１を乗じて得た額とする。

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１０日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市規則第６３号

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和７年池田市規則第６１号）の一部を次のように改正する。

第２条のうち池田市重度障がい者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和４８年池田市規則第４１号）第４条第３項の改正規定中「４７９万4，０００円」を「４９１万8，０００円」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則及び池田市職員休暇規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１４日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市規則第６４号

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則及び池田市職員休暇規則の一部を改正する規則

（池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部改正）

第１条　池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和２年池田市規則第３６号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項第４号中「第１３条」を「第１３条第１項若しくは第１３条の２」に改める。

（池田市職員休暇規則の一部改正）

第２条　池田市職員休暇規則（昭和５０年池田市規則第３５号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項中「妊娠中」の次に「又は出産後１年以内」を加え、「第１３条」を「第１３条第１項若しくは第１３条の２」に改める。

附　則

この規則は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和８年法律第３１号）附則第１条第６号に掲げる規定の施行の日から施行する。

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１４日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市規則第６５号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成２８年池田市規則第１４号）の一部を次のように改正する。

第１７条第３号中「所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第３項第１号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１６の２第１項第１号イに掲げる場合（令和９年以後の各年分にあっては、同項各号列記以外の部分に規定する場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額」を「１６０万円」に改める。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

池田市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１７日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市規則第６６号

池田市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼保連携型認定こども園条例施行規則（平成３１年池田市規則第１５号）の一部を次のように改正する。

別表第２備考第３項中「４５０円」を「４９０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の別表第２の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る預かり保育料について適用し、同日前の利用に係る預かり保育料については、なお従前の例による。

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市規則第６７号

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和２年池田市規則第３７号）の一部を次のように改正する。

別表第２技能員の項中「９」を「１２」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（基礎号給の改正に伴う技能員の号給の調整）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き技能員として在職する会計年度任用職員の施行日における号給については、施行日の前日におけるその会計年度任用職員の号給の数に３を加えた数の号給とする。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市規則第６８号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（平成６年池田市規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第２４条第２項中「、又は主宰者が死亡し、若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事由により意見の聴取を行うことができなくなったとき」を削る。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

池田市会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

池田市長　瀧　澤　智　子

池田市規則第６９号

池田市会計規則等の一部を改正する規則

（池田市会計規則の一部改正）

第１条　池田市会計規則（昭和３９年池田市規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「及び小切手」及び「池田市の」を削り、「置く」を「指定する」に改める。

（池田市財務規則の一部改正）

第２条　池田市財務規則（昭和３９年池田市規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第３５条を次のように改める。

第３５条　削除

第４２条第２項を次のように改める。

２　前項の支出は、指定金融機関又は指定代理金融機関に公金支払書（池田市公金事務取扱規則（昭和６０年池田市規則第４９号）第７条に規定する公金支払書をいう。）を交付することにより行うものとする。この場合において、口座振替の方法による支出をするときを除き、支出命令書に債権者その他の公金の支払を受ける者の領収印を押印させ、又は別に領収証書を提出させるも

のとする。

第５７条を次のように改める。

第５７条　削除

第８０条第１項中「額等」を「額」に改め、同条第２項中「の各号」を削り、「第７５条第１項第３号の規定を準用する」を「第１号から第３号までに掲げるものにあっては額面金額（別に発行価格のあるものは、その価格）、第４号に掲げるものにあっては保証金額とする」に改め、同項ただし書及び第３号を削り、同項第４号中「に対する定期預金債券」を「の定期預金証書で質権の設定されたもの」に改め、同号を同項第３号とし、同項中第５号を第４号とする。

（池田市公金事務取扱規則の一部改正）

第３条　池田市公金事務取扱規則（昭和６０年池田市規則第４９号）の一部を次のように改正する。

第７条中「小切手振出済通知書」を「公金支払書（第２号様式）による通知」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、公金支払書及び出金伝票その他の公金の支払に要するもの（以下「公金支払書等」という。）の全部又は一部が未着のときは、会計管理者に報告を行うものとする。

第８条の見出し中「小切手」を「公金支払書等」に改め、同条中「次の」を「公金支払書等について次に掲げる」に、「適合したものについては小切手と引換に現金を支払い」を「支払をしたときは」に、「小切手及び小切手振出済通知書」を「支払に係る公金支払書」に、「第２号様式」を「第３号様式」に改め、同条第１号中「小切手の」を削り、同条第３号を削り、同条第４号中「及び係員」を削り、同号を同条第３号とし、同条第５号中「その他」を「前３号に掲げるもののほか」に改め、同号を同条第４号とする。

第９条の見出しを「（公金支払書等が不適合の場合の措置）」に改め、同条中「前条の」の次に「規定による」を加え、「及び小切手振出済通知書未着のとき若しくは支払停止の通知を受けた小切手を持参したものがあるとき」を削り、「支払い」を「支払を」に改める。

第１０条及び第１１条を削る。

第１２条中「付し」を「調製し」に、「、支払済小切手通知書等」を「及び公金支払書」に、「翌日」を「その翌日」に改め、同条を第１０条とし、第１３条を第１１条とし、第１４条から第１９条までを２条ずつ繰り上げる。

第３号様式及び第３号の２様式を削り、第２号様式を第３号様式とし、第１号様式の次に次の１様式を加える。

（様式　略）

第６号様式を次のように改める。

（様式　略）

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

池田病院

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和８年７月２８日

池田市病院事業管理者　尾　下　正　秀

池田市病院管理規程第１１号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和４２年池田市病院管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

第６条第４項に次のただし書きを加える。

ただし、当該手当を支給するときは、時間外手当を支給しない。

第６条第４項第４号中「緊急の」を削り、同項第５号中「管理職手当が支給される職員が」を「正規の勤務時間外において」に改める。

第９条第２項中「診療業務に従事した医師に対し、次に掲げる」を「１月につき次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める」に改め、同項第１号から第３号までを次のように改める。

(1) 診療業務に従事した医師　当該業務に従事した日数に勤務１時間当たりの給与額に相当する額を乗じて得た額

(2) 循環器内科及び消化器外科に所属する医師であって、診療業務に従事したもの　１０，０００円

(3) 時間外勤務手当等の合計額が管理職手当の額を上回る５級及び６級が適用される医師であって、診療業務に従事したもの　時間外勤務手当等の合計額から管理職手当の額を控除した額

第９条第２項第４号から第９号までを削る。

附　則

（施行日）

１　この規程は、令和８年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正後の第６条第４項第５号及び第９条第２項の規定は、この規程の施行の日以後を始期とする宿日直業務及び診療業務の従事について適用し、同日前を始期とする宿日直業務及び診療業務の従事については、なお従前の例による。

市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和８年７月３１日

池田市病院事業管理者　尾　下　正　秀

池田市病院管理規程第１２号

市立池田病院事業処務規程の一部を改正する規程

市立池田病院事業処務規程（平成９年池田市病院管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、部」の次に「、センター」を加え、同条第３号を次のように改める。

(3) 手術部

第２条中第１４号を第１６号とし、第１３号を第１５号とし、第１２号を第１３号とし、同号の次に次の１号を加える。

(14)ベッドコントロールセンター

第２条中第１１号を第１２号とし、第５号から第１０号までを１号ずつ繰り下げ、第４号中「がん治療センター部」を「がん治療センター」に改め、同号を同条第５号とし、同条第３号の次に次の１号を加える。

(4) 材料部

第５条第１項中「中央手術部長、がん治療センター部長」を「手術部長、材料部長、がん治療センター長」に改め、「、医療安全・質管理部長」を削り、「感染制御部長」を「ベッドコントロールセンター長、感染制御部長、医療安全・質管理部長」に改める。

第６条第３号中「中央手術部」を「手術部」に改め、同号イを削る。

第６条中第１４号を第１６号とし、第１３号を第１５号とし、第１２号カを削り、同号を同条第１３号とし、同号の次に次の１号を加える。

(14)ベッドコントロールセンター

ア　院内のベッドコントロールに関すること。

第６条中第１１号を第１２号とし、第５号から第１０号までを１号ずつ繰り下げ、同条第４号中「がん治療センター部」を「がん治療センター」に改め、同号を同条第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

(4) 材料部

ア　材料管理に関すること。

第８条第１０項及び第１０条中「中央手術部長、がん治療センター部長」を「手術部長、材料部長、がん治療センター長」に改め、「、医療安全・質管理部長」を削り、「及び感染制御部長」を「、ベッドコントロールセンター長、感染制御部長及び医療安全・質管理部長」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和８年８月１日から施行する。

（市立池田病院企業職員の職の名称に関する規程の一部改正）

２　市立池田病院企業職員の職の名称に関する規程（昭和５０年池田市病院管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「（救急総合診療部長、中央手術部長、がん治療センター部長」を「、救急総合診療部長、手術部長、材料部長、がん治療センター長」に改め、「、医療安全・室管理部長」を削り、「感染制御部長）」を「ベッドコントロールセンター長、感染制御部長、医療安全・質管理部長」に改める。

（市立池田病院副院長事務分担規程の一部改正）

３　市立池田病院副院長事務分担規程（平成２３年池田市病院管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表太田博文の項中「中央手術部、がん治療センター部及び臨床研究管理部」を「手術部、材料部、がん治療センター、臨床研究管理部及び医療安全・質管理部」に改め、同表谷浦葉子の項中「看護部」の次に「及びベッドコントロールセンター」を加える。

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和８年９月２９日

池田市病院事業管理者　尾　下　正　秀

池田市病院管理規程第１３号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和４２年池田市病院管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項に次の２号を加える。

⑷ 宿日直勤務の時間帯に救急車で搬送された救急患者の受入に係る診療業務に従事した医師　１件につき２，０００円

⑸ 前号の救急患者の入院の受入に係る診療業務に従事した医師　１件につき３，０００円

別表第１１診療情報管理士の部中「

１，４００円	１０，９００円	２０３，０００円

」を「

１，４３０円	１１，１００円	２０８，０００円

」に改め、同表事務の部中「

１，２００円	９，３００円	１７４，０００円
—	—	１７７，０００円
—	—	１８０，０００円

」を「

１，２６０円	９，８００円	１８３，０００円
—	—	１８６，０００円
—	—	１８９，０００円

」に改め、同表地域医療連携医療相談員の部中「

１，２６０円	９，８００円	１７６，０００円

」を「

１，２９０円	１０，０００円	１８５，０００円

」に改め、同表医師事務作業補助の部中「

１，２１０円	９，４００円	１７６，０００円
—	—	１８３，０００円

」を「

１，２７０円	９，９００円	１８５，０００円
—	—	１９２，０００円

」に改め、同表看護補助者（介助あり）の部中「

１，４１０円	１１，０００円	１９７，４００円

」を「

１，４４０円	１１，２００円	２０１，６００円

」に改め、同表看護補助者（介助なし）の部中「

１，１８０円	９，２００円

」を「

１，２４０円	９，７００円

」に改め、同表技能員の部中「

１，１９０円	９，３００円

」を「

１，２５０円	９，８００円

」に改める。

附　則

（施行日）

１　この規程は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正後の第９条第２項の規定は、この規程の施行の日以後を始期とする診療業務の従事について適用し、同日前を始期とする診療業務の従事については、なお従前の例による。

教育委員会

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

池田市教育委員会教育長　藤　井　彰　三

池田市教育委員会規則第１５号

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例施行規則（令和３年池田市教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第２４条第２項中「、又は主宰者が死亡し、若しくは心身の故障その他継続して意見の聴取を行えない事由により意見の聴取を行うことができなくなったとき」を削る。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

池田市立学校府費負担教職員辞令式規則及び池田市立学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

池田市教育委員会教育長　藤　井　彰　三

池田市教育委員会規則第１６号

池田市立学校府費負担教職員辞令式規則及び池田市立学校管理運営規則の一部を改正する規則

（池田市立学校府費負担教職員辞令式規則の一部改正）

第１条　池田市立学校府費負担教職員辞令式規則（平成２５年池田市教育委員会規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第３条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を、「指導養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を、「指導栄養教諭」の次に「、主務栄養教諭」を加え、「、臨時主事、臨時技師及び」を「及び」に改める。

別表任命の部区分の欄中「指導養護教諭 指導栄養教諭」を「主務教諭 指導養護教諭 主務養護教諭 指導栄養教諭 主務栄養教諭」に改め、同部発令事項記入事項（文例）の欄中「指導教諭）」の次に「（主務教諭）」を、「指導養護教諭）」の次に「（主務養護教諭）」を、「指導栄養教諭）」の次に「（主務栄養教諭）」を加え、同表配置換の部区分の欄中「教諭 養護教諭」を「教頭 教諭 養護教諭」に改め、同部発令事項記入事項（文例）の欄中「所属学校）」の次に「（教頭）」を加え、同表中「教諭 指導養護教諭 養護教諭 指導栄養教諭」を「主務教諭 教諭 指導養護教諭 主務養護教諭 養護教諭 指導栄養教諭 主務栄養教諭」に改め、「育児休業臨時講師」を削る。

（池田市立学校管理運営規則の一部改正）

第２条　池田市立学校管理運営規則（昭和３３年池田市教育委員会規則第１６号）の一部を次のように改正する。

第４条の２第２項中「充て」の次に「、主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭」を加える。

第４条の３第２項中「それぞれ」の次に「主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、」を加える。

第４条の７を第４条の８とし、同条の次に次の３条を加える。

（教諭等の標準的な職務内容）

第４条の９　教育長は、教諭等（首席、指導教諭、主務教諭、教諭、助教諭及び講師をいう。以下この条において同じ。）の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

（養護教諭等及び栄養教諭等の標準的な職務内容）

第４条の１０　教育長は、養護教諭等（指導養護教諭、主務養護教諭、養護教諭、養護助教諭をいう。以下この条において同じ。）及び栄養教諭等（指導栄養教諭、主務栄養教諭、栄養教諭、臨時技師をいう。以下この条において同じ。）の職務の明確化を図るため、標準的な職務の内容その他養護教諭等及び栄養教諭等の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事務職員の標準的な職務内容）

第４条の１１　教育長は、事務職員の校務運営への参画の促進等を図るため、標準的な職務の内容その他事務職員の職務の遂行に関し必要な事項を定めるものとする。

第４条の６を第４条の７とし、第４条の５を第４条の６とする。

第４条の４の見出し中「指導専任）」の次に「等」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第１項の場合において、教育委員会が必要と認めるときは、第２項の規定に関わらず、その職名は、主務教諭（指導専任）とする。

５　前項の場合においては、第３項に規定する職務を行うほか、命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第４条の４を第４条の５とし、第４条の３の次に次の１条を加える。

（主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭）

第４条の４　学校に、主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭を置くことができる。

２　主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭は、それぞれ教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから教育委員会が命ずる。

３　主務教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、主務養護教諭は、児童生徒の養護をつかさどり、主務栄養教諭は、児童生徒の栄養の管理及び指導をつかさどり、それぞれ命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第５条の３第１項中「保健主事は」の次に「、指導教諭、指導養護教諭」を加え、同条第２項中「進路指導主事は、」の次に

「指導教諭又は」を加え、同条第３項中「司書教諭は」を「司書教諭は、」に改め、「となった」の次に「首席（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる首席を除く。）、指導教諭、主務教諭又は」を加え、同条第４項中「主任等は、」の次に「指導教諭又は」を加える。

第５条の４第２項中「主任等は、」の次に「指導教諭又は」を加える。

第５条の５第３項を次のように改める。

３　主幹は、上司の命を受け、学校事務をつかさどり、担任事務を掌理するとともに、主査、副主査及び主事への指導、助言に当たる。

第５条の６第２項中「又は学校栄養職員をもつて」を「をもって」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　主査は、上司の命を受け、学校事務をつかさどり、担任事務を掌理するとともに、副主査及び主事への指導、助言に当たる。

第５条の７第２項中「又は学校栄養職員」を削り、同条第３項中「の指揮」を「の命」に改め、「を受け」の次に「、学校事務をつかさどり」を加え、「処理する」を「掌理する」に改める。

第５条の８第３項中「の指揮」を「の命」に、「事務に従事する」を「学校事務をつかさどる」に改める。

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。